

奈良県立自然公園条例施行規則第14条

第8項 工作物の新築、改築又は増築のうち車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の改築又は増築
分譲地等：分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に
使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地

基準引用関係整理表

本文	前項第1号ウ	当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。
		ただし書 特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあつては、この限りでない。
	前項第2号イ	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。
	前項第2号ウ	法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。
		ただし書 法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。
	前項第2号エ	線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
	前項第2号オ	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。
	当該車道が新たに同項第1号本文に規定する地域を通過することとなるものでないこと	
	同項第1号本文に規定する地域	第1項第2号イ(1)から(4)までに掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているもの
	第1項第2号口(1)から(4)までに掲げる地域	(1) 湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
史跡名勝天然記念物の指定等	文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定	